

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。
(養女チー(猫)の名前は入っていません。)

残暑お見舞い申し上げます。

この夏は、新型コロナウイルス感染症が登場して以来、最多の感染者数を連日更新していますが、何らの感染抑制策は執られていません。そんな中、知り合いにも感染者が現れ、新型コロナウイルス感染症が身近なものになってきました。幸にも当事務所ではスタッフ一同、家族をも含めて感染者が現れておらず、お陰で通常の業務を続けさせていただいております。

ところが帰省等の旅行の自粛が求められていないにも関わらず、我が家では今年の夏は子供達が誰一人帰省せず、寂しい盆休みを送っています。子供も大きくなり、家にいてくれるのは末っ子のチーだけになってしまいました。



さて、当事務所の創立20周年記念業として始まった鉄道線路沿いの旅は、新型コロナウイルス感染症が一向に終息しようとしないので、屋外を歩いているだけなら感染することはないと判断して再開し、東方面で兵庫県加古川市の加古川駅ま

で歩き、山陽本線は残すところ301.7kmとなりました。



また、創立25周年記念事業として始まったRUNNERは、屋外での運動ではマスク不要という感染対策指針も出たこともあり、各地で大会が開催されるようになりました。そのお陰か、全国のマラソン大会出場を目指しているところ47都道府県中25都道府県の

マラソン大会で完走を果たしました。その結果、フルマラソン23回、ハーフマラソン40回の完走を達成しました。また、暫く中断していた箱根駅伝のコースについても、残っていた10区を走り、全区間走り抜きました。

今年は、観測史上最高の暑さと新型コロナウイルス感染症がもう少し続きそうですが、熱中症対策並びに感染対策を十分にとられ、皆様が健康に過ごされますようお願い申し上げます。

憲法改正について

国会の議席数で憲法改正に前向きな正当が衆参両院で3分の2を越え、憲法改正に向けた議論が高まっております。日本国憲法は世界中の憲法の中でも、最も改正が困難な憲法の部類に属しています。まず、憲法を改正するには衆参両議院でそれぞれ総議員3分の2以上の承認で改正案を発議し、国民投票で過半数の賛成を得る必要があります（日本国憲法第96条第1項）。後半の国民投票は兎も角、前半の各議員で3分の2以上の賛成という部分が困難なわけです。現在、改憲勢力とされる自民党、公明党、日本維新の会及び国民民主党の4党を合わせると両議院で3分の2を上回っていますが、改正内容について各党に意見の相違があり、改正案の発議には至っていないようです。

さて、日本国憲法には前文があります。前文そのものを根拠として裁判をすることはで

きませんが、憲法の個々の条文を解釈運用するにあたっては前文の趣旨に反してはならないとされています。その前文の中に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」という一文があります。しかし、日本の周囲の国々は、日本の領土を不法占拠したり、日本人を誘拐したり、隣国を侵略し国民を虐殺するような国ばかりで、「平和を愛する」「公正と信義に信頼し」うるに足る隣国は存在しません。こうした現実を踏まえると、憲法前文は理想ではあるにしても、制定後75年を経過しても、未だその理想が通用する世界にはなっていないように思います。前文を改正するにも憲法改正と同じ手続を踏む必要がありますが、憲法改正論議の中で前文についても議論していただきたいと思います。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。今年は、15日（月）、16日（火）の2日だけが特別の休暇となる、短い夏休みとなってしまいました。なお、休業中も事務所の電話は私の携帯電話へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 8月13日（土）～8月16日（火）